第一種フロン類充填回収業登録申請書作成の手引き

平成 27 年４月

富山県生活環境文化部環境政策課

目　　次

頁

１　第一種フロン類充填回収業の登録申請　1

（１）第一種フロン類充填回収業の登録申請書　1

（２）添付書類　1

①　申請者本人を確認できる書類

②　フロン類回収設備の所有権を有することなどを証明する書類

③　フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類

④　申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類

⑤　フロン類の回収に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類

⑥　フロン類の充填に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類

２　第一種フロン類充填回収業登録申請手数料等　3

３　登録申請後の手続き等　4

（１）県知事から申請者への通知　4

（２）登録の更新　4

（３）登録の変更届出　4

（４）廃業等の届出　5

（５）登録の抹消　5

（６）登録の取り消し等　5

（７）第一種フロン類充填回収業者の記録　6

（８）県知事への報告　7

○　様式等一覧

・様式第１　第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書

・別 紙 １　法第 11 条第１項に規定する欠格要件に該当しないことを説明する書類

・別 紙 ２　フロン類の回収に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類

・別 紙 ３　フロン類の充填に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類

・様式第２　第一種フロン類充填回収業者変更届出書

・別記様式　第一種フロン類充填回収業者廃業等届出書

・様式第３　第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

・参　　考　第一種特定製品に関するフロン類の充填・回収・処理記録表

○　参考

【各種様式の記載例等】

①　登録申請書の記載例等

②　充填証明書・回収証明書の例

③　フロン類の種類

④　フロン類回収装置の種類及び能力一覧表

はじめに

オゾン層の破壊や地球温暖化に深刻な影響を与えるフロン類の大気中への排出を抑制するため、平成13年に業務用の冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類の回収を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法)」が制定されました。

これにより、業務用冷凍空調機器に冷媒として充填されているフロン類の回収を業として行おうとする者は、県知事の登録を受けることが必要となりました（登録を受けた者を第一種フロン類回収業者といいます)。また、平成 18 年には、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等を追加した法改正が行われました。

しかしながら、今後、HFCの排出量が増大する見込みであること、従来のフロン回収・破壊法によるフロン類の回収率が低迷していること、業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えいが従来の想定よりも相当程度多いことが判明したこと及び国際的な規制強化の動きがあることを踏まえ、フロンの回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされました。このため、平成25年６月に、フロン回収・破壊法が改正され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改められました（平成27年４月１日施行）。

改正法では、第一種フロン類回収業者は第一種フロン類充填回収業者に名称を改め、新たにフロン類の充填を行う際にも県知事の登録が必要となりました。

この手引きは、第一種フロン類充填回収業の登録を受けようとする事業者向けに作成したものであり、登録申請書作成の際にご利用ください。

また、フロンの充填・回収に係る法令義務等の詳細につきましては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律　充填回収業者等に関する運用の手引き」（環境省・経済産業省作成）をご参照ください。

（ＵＲＬ：http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html）

なお、この手引きは、今後の運用状況等を踏まえ改訂することがあります。

１　第一種フロン類充填回収業の登録申請

（１）第一種フロン類充填回収業の登録申請（法第 27 条第２項）

① フロン類充填回収業を行おうとする者は、登録申請書（様式第１）に主務省令で定める下記（２）の書類を添えて、県に一部提出してください。また、申請者にあっても写しを保存するようにしてくだい。

② 申請書様式第１の備考欄には、申請に係る事項の補足的説明やフロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を任意で記載してください。

③ 申請書は、県に一部提出し、申請者にあっても写しを保存するようにしてください。

（２）添付書類

申請書（様式第１）には次の書類を添付してください。

① 申請者本人を確認できる書類

・個人の場合は、発行した日より３ケ月以内の住民票の写し
　この住民票の写しは、本籍地が記載されたものとします。
・法人の場合は、発行した日より３ケ月以内の登記事項証明書

② フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類
・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書のうち、いずれかの写し
・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

③ フロン類回収設備の種類及び能力を説明する書類
・申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の該当部分の写し

○ フロン類の回収設備の種類
・単独の設備 ／ ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ
・兼用の設備 ／ ＣＦＣ・ＨＣＦＣ兼用、ＣＦＣ・ＨＦＣ兼用、
ＨＣＦＣ・ＨＦＣ兼用、ＣＦＣ・ＨＣＦＣ・ＨＦＣ兼用

○ 回収設備の能力
・200g／min 未満
・200g／min 以上

現在使用されているフロン類の回収設備の種類及び能力の一覧については、一般社団法人日本冷媒・環境保全機構の冷媒回収推進・技術センター（RRC）のＨＰをご参照ください。
＜http://www.rrc-net.jp＞

④ 申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類
・申請者（法人にあっては、その法人及び法人の役員）が法第 29 条第１項各号に該当しない者であることを誓約した書類（別紙１）

⑤ フロン類の回収に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類
・フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者の資格を説明した書類（別紙２）
・資格を証明する書類の写し

十分な知見を有する者とは、第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が考えられ、業務用冷凍空調機器のフロン類の回収に関する資格には主に次のようなものがあります。
・冷媒フロン類取扱技術者
・冷媒回収推進・技術センター（ＲＲＣ）が認定した冷媒回収技術者

・高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
・冷凍空気調和機器施工技能士
・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
・フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者
・冷凍空調技師（日本冷凍空調学会）
・技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

⑥　フロン類の充填に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類
・フロン類及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者の資格を説明した書類（別紙３）
・資格を証明する書類の写し及び下記Ｂ，Ｃの場合には講習の受講を証明する書類の写し

業務用冷凍空調機器のフロン類の充填に関する資格には主に次のようなものがあります。

Ａ　冷媒フロン類取扱技術者

Ｂ　一定の資格を有し、かつ、充填に必要となる知識等※1の習得を伴う講習を受講した者。一定の資格としては、主に次のような資格があります。
・高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
・冷凍空気調和機器施工技能士
・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者
・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

Ｃ　十分な実務経験※2を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

※１　充填時には以下の知識が必要となる
・冷凍空調の基礎　・使用機器の構造・機能
・冷媒配管　・運転・診断　・漏えい点検・修理
・漏えい予防保全（漏らさない技術）　・冷媒設備に係る法規
・フルオロカーボンにかかる地球環境問題（必須ではないが望ましい）

※２　日常の業務において冷媒の充填に３年以上携わってきた者

２　第一種フロン類充填回収業登録申請手数料等

（１）第一種フロン類充填回収業登録申請手数料
富山県手数料条例に基づき、５千円の富山県収入証紙が必要です。

（２）第一種フロン類充填回収業登録更新申請手数料
富山県手数料条例に基づき、４千円の富山県収入証紙が必要です。

３　登録申請後の手続き等

（１）県知事から申請者への通知

①　登録の通知（法第 28 条第２項）

県知事は、下記②の登録を拒否する場合を除き、登録簿に登録したときは、遅滞なくその旨を申請者に通知します。

②　登録を拒否した場合の通知（法第 29 条第２項）

県知事は、申請者等が次のいずれかに該当するときは、登録を拒否するとともに、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知します。

Ⅰ．申請者等が次の事項のいずれかに該当するとき

ア　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ウ　法第 35 条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

エ　法第 27 条第１項の登録を受けた者（以下「第一種フロン類充填回収業者」という。）で法人であるものが法第 35 条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

オ　法第 35 条第１項の規定により業務の停止を命ぜられその停止の期間が経過しない者

カ　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

Ⅱ．第 27 条第２項の規定による登録の申請に係る同項第４号に掲げる事項が第一種特定製品からのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき

Ⅲ．申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき

（２）登録の更新

①　登録の有効期間（法第 30 条第１項）

登録の有効期間は、県知事が登録簿に登録した日から５年です。

なお、登録は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

②　登録更新の申請（法第 30 条第２項）

登録更新の申請は、登録申請と同様、登録更新申請書（様式第１）と添付書類、登録更新申請手数料（富山県収入証紙４千円分）が必要です。

（３）登録の変更届出（法第 31 条）

①　次の事項に変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に、登録変更届出書（様式第２）により、その届出に係る変更後の書類を添付して登録を受けた県に届出をしなけれ

ばなりません。

・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
・事業所の名称及び所在地
・対象とする第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類
・登録申請したフロン類回収設備の種類、設備の能力及び台数のうち、設備の種類

例えば、

登録申請時に「CFC 用」１台、「HFC 用」１台を所有していたが、「CFC･HCFC 兼用」を１台追加（又は買い換え）した場合は、変更届出の対象となります。

しかし、「CFC･HCFC･HFC 兼用」を１台所有していたが、さらに「CFC･HCFC･HFC 兼用」を１台追加（又は買い換え）した場合は、変更届出の対象となりません。

② 県知事は、変更の届出があった場合は、法第 28 条及び法第 29 条の規定を準用します。（登録簿への登録実施及び届出者への登録の通知、登録の拒否）

（４）廃業等の届出（法第 33 条第１項）

① 申請者が次のいずれかに該当するに至った場合は、該当するに至った日から 30 日以内に登録を受けた県に届出をしなければなりません。（別記様式）

・死亡した場合
・法人が合併により消滅した場合
・法人が破産により解散した場合
・法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合
・富山県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合

② 上記の消滅や廃止等に至ったときは、登録はその効力を失うことになります。

（５）登録の抹消（法第 34 条）

県知事は、次の場合にあっては、登録を抹消します。

① ５年ごとの更新を受けなかった場合や充填回収業を廃止した場合等は、登録はその効力を失い、その際、県知事は充填回収業者の登録を抹消します。

② 法に基づく処分に違反したときなど、県知事が登録を取り消した場合は、県知事はその登録を末消します。

（６）登録の取消し等（法第 35 条）

県知事は、充填回収業者が次の事項に該当するときは、登録の取り消しなどの処分を行うことができます。

また、県知事がこの処分を行ったときは、その理由を示して申請者に通知します。

・不正の手段により、フロン類充填回収業者の登録を受けたとき
・回収の用に供する設備が「登録基準」に適合しなくなったとき
・「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等の欠格要件に該当することとなったとき
・この法律に基づく処分等に違反したとき

（７）第一種フロン類充填回収業者の記録等（法第 47 条第１項）

第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填量・回収量等について次のとおり記録し保存しなければなりません。

① 記録の内容

〇充填量等

・第一種特定製品の整備が行われる場合においてフロン類を充填した年月日整備を発注した管理者及び整備者の氏名又は名称並びに住所

・第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、第一種特定製品の種類及び台数

・充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

〇回収量等

・第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において整備、廃棄等の別ごとに、回収した年月日及び整備を発注した管理者及び整備者（廃棄の場合：廃棄等実施者及び引渡受託者）の氏名又は名称並びに住所及び第一種特定製品の種類並びに台数

・回収したフロン類の種類ごとの量（第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

〇再生量等

・法第50条第１項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生した年月日及び種類ごとの量

・当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日及び整備を発注した管理者の氏名又は名称並びに住所及び充填した量

〇第一種フロン類再生業者への引渡量等

・第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日及び相手方の氏名又は名称及びフロン類の種類ごとの量

〇フロン類破壊業者への引渡量等

・フロン類破壊業者に引き渡した年月日及び相手方の氏名又は名称及びフロン類の種類ごとの量

〇フロン類を施行規則第49条第１号に規定する者に引き渡した場合

・フロン類を施行規則第49条第１号に規定する者へ引き渡した年月日及び相手方の氏名又は名称及びフロン類の種類ごとの量

〇施行規則第49条第２号に規定する者に引き渡した場合

・フロン類を施行規則第49条第２号に規定する者へ引き渡した年月日及び返却の年月日及び申請者の氏名又は名称並びに住所及びフロン類の種類ごとの量

② 記録方法

第一種フロン類充填回収業者は、これを５年間保存する必要があります。

・記録は、帳簿の代わりに電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができます。

・帳簿の代わりに伝票を活用することもできます。

・帳簿は、充填・回収した場所等の記録を都道府県ごとに分けておく方が便利です。

（８）県知事への報告（法第 47 条第３項）

第一種フロン類充填回収業者は、様式第３により作成した報告書を毎年度、年度終了後 45 日以内（５月 15 日まで）に登録を受けた県に提出しなければなりません。

① 報告の義務

・報告の対象期間は、毎年４月１日から翌年 31 日までとします。

・報告は、登録を受けた県ごとに行うことになります。登録した県内での区域（充填・回収した場所）に関する充填量・回収量等が対象となり、これを報告することになります。

（例えば、
〇〇県で充填（回収）した量等は〇〇県へ、▲▲県で充填（回収）した量等は▲▲県へ、それぞれ報告することになります。）

・充填量・回収量等の実績がない場合も報告する必要があります。

② 報告の内容

報告書に記載する内容は、次のとおりです。

フロン類のフロン類の種類ごと、整備・廃棄等別ごとに、

・回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収量

・年度当初の保管量

・第一種フロン類再生業者に引き渡した量

・フロン類破壊業者に引き渡した量

・法第50条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量

・第49条第１号に規定する者に引き渡した量

・年度末の保管量

加えて、機器の設置・設置以外別ごとに、

・充填した第一種特定製品の種類ごとの台数及び充填量

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充塡回収業者 登録／登録の更新 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年　　月　　日

富山県知事　　殿

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第27条第２項／第30条第２項の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の 登録／登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地				
	名　称			
	所在地	（郵便番号） 電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類				
	回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー			
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			
	フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品			
充塡の対象とする第一種特定製品の種類等及び充塡しようとするフロン類の種類				
	充塡の対象とする第一種特定製品の種類	充塡しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー			
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
	設備の種類	能力	
		200g/min未満	200g/min以上
	CFC用	台	台
	HCFC用	台	台
	HFC用	台	台
	CFC、HCFC兼用	台	台
	CFC、HFC兼用	台	台
	HCFC、HFC兼用	台	台
	CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

（裏面）

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

６　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

別紙１

法第 29 条第１項に規定する欠格要件に該当しないことを説明する書類（例）

誓　　約　　書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 29 条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

富山県知事　　殿

別紙２

フロン類の回収に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類（例）

法施行規則第 40 条第２号に規定する十分な知見を有する者は次のとおりです。

氏名	資格の区分	経験年数 （年）	回収した主な冷凍 空調機器の種類	冷媒の種類

資格の区分

1　冷媒フロン類取扱技術者
2　冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者
3　高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
4　冷凍空気調和機器施工技能士
5　高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
6　フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者
7　冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
8　技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

年　　月　　日

住　所
氏　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

富山県知事　　殿

注）1　この表は、フロン類の回収を行う者又は回収に立ち会う者について記入すること。
2　資格の区分欄には、該当する資格の番号を記載すること。
3　フロン類の回収を行う者又は回収に立ち会う者の資格を証明する書類を添付すること。
4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別紙３

フロン類の充填に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類（例）

法施行規則第 14 条第９号に規定する十分な知見を有する者は次のとおりです。

氏名	資格区分	経験年数（年）	回収した主な冷凍空調機器の種類	冷媒の種類	講習受講の有無（Ｂ、Ｃのみ）

資格区分

Ａ　冷媒フロン類取扱技術者

Ｂ　下記の資格を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

1　冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）

2　高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）

3　高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者

4　冷凍空気調和機器施工技能士

5　高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者

Ｃ　十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

年　　月　　日

住　所

氏　名　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

富山県知事　　殿

注）1　この表は、フロン類の充填を行う者又は充填に立ち会う者について記入すること。

2　資格の区分欄には、該当する資格の記号を記載すること。

3　フロン類の充填を行う者又は充填に立ち会う者の資格を証明する書類を添付すること。資格の区分Ｂ、Ｃの場合には講習の受講を証明する書類を添付すること。

4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第2(第11条関係)

第一種フロン類充塡回収業者変更届出書

年　　月　　日

富山県知事　　殿

(郵便番号)
住　　所
氏　　名　　印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
登録番号

第一種フロン類充塡回収業に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第１項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変 更 理 由		

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
　　2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

別記様式（第２条関係）

第一種フロン類充填回収業廃業等届出書

年　　月　　日

富山県知事　　殿

届出者

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第１項第　　号に該当することとなったので、同項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	氏名又は名称	
	住所	
	代表者氏名	
廃止した事業所の名称及び所在地	名称	
	所在地	
登録年月日及び登録番号	登録年月日	
	登録番号	
廃業等の理由		死亡・合併・破産手続開始の決定・解散・廃止
届出者と当該登録業者であった者との関係		相続人・役員・破産管財人・清算人・本人

備考　該当する不動文字を〇で囲むこと。

様式第３（第５２条関係）

第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡量・回収量等に関する報告書

年　　月　　日

富山県知事　　殿

(郵便番号)
住　　所
氏　　名　　印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第４７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

ＣＦＣ

	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	整備	設置以外
CFCを充塡した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
①充塡した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
②回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
③年度当初に保管していた量					kg	kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑥法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					kg	kg
⑦法第４９条第１項に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑧年度末に保管していた量					kg	kg

ＨＣＦＣ

	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	整備	設置以外
HCFCを充塡した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑨充塡した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑩回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑪年度当初に保管していた量					kg	kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑭法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					kg	kg
⑮法第４９条第１項に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑯年度末に保管していた量					kg	kg

ＨＦＣ

	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	整備	廃棄等
HFCを充塡した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑰充塡した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑱回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑲年度当初に保管していた量					kg	kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
㉒法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					kg	kg
㉓法第４９条第１項に規定する者に引き渡した量					kg	kg
㉔年度末に保管していた量					kg	kg

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

３　原則として、②＋③＝④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧、⑩＋⑪＝⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯、⑱＋⑲＝⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉔となるようにすること。

４　第４９条第２号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

◇第一種フロン類充填回収業者記録様式の例

整備時

冷媒の種類〔CFC, HCFC, HFC〕

No.	管理番号	年月日	充填① 回収② 処理③ 自ら再生 充填④	設置時① 整備時②	第一種特定製品の所在 （充填・回収場所）			充填・回収/整備の発注者 処理/処理先（破壊・再生・省令49条業者、簡易再生フロン充填先）		第一種特定製品の整備者		充填・回収　台数/量						処理量				備考
					建物名	住所		氏名・名称	住所	氏名・名称	住所	エアコン		冷凍冷蔵		合計		破壊	再生	自ら再生	省令49条	
						県名						台	量(kg)	台	量(kg)	台	量(kg)	kg	kg	kg	kg	

廃棄時

冷媒の種類〔CFC, HCFC, HFC〕

No.	管理番号	年月日	回収① 処理② 自ら再生 充填③	第一種特定製品の所在 （充填・回収場所）			充填・回収/廃棄等実施者 処理/処理先（破壊・再生・省令49条業者、簡易再生フロン充填先）		回収台数/量						処理量				保管	備考
				建物名	住所		氏名・名称	住所	エアコン		冷凍冷蔵		合計		破壊	再生	自ら再生	省令49条		
					県名				台	量(kg)	台	量(kg)	台	量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	

①登録申請書の記載例等

(1) 登録申請書の記載要領

新規は未記入、更新時には、登録番号と登録年月日を記入する

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者 登　　録 / 登録の更新 申請書

該当しない方を消す

※登録番号	
※登録年月日	

平成 YY年　MM月　DD日

申請する日を記入

○○県知事　△△　■■　殿

（郵便番号）１２３－４５６７
住　　所　★★県霞ヶ関市日本８－９－１０
氏　　名　フロン回収破壊株式会社　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　（１２３）４５６－７８９０

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項 / 第３０条第２項 の規定により、
必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の 登　　録 / 登録の更新 を申請します。

第一種フロン類充填回収業を行う者の氏名（個人）又は名称（法人）

事業所の名称及び所在地	
名　称	フロン回収破壊株式会社　虎ノ門事務所
所在地	（郵便番号）０９８－７６５４ ○○県虎ノ門市経済３－２－１ 電話番号（０９８）７６５－４３２１

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品		○	

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類

充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	3　台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	3　台	2　台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

該当する欄に全○を付ける。記入例は、CFCとHCFCが充填されている(1)エアコンディショナー、CFCとHCFCが充填されている(2)冷蔵機器・冷凍機器、HCFCが 50kg 以上充填されている第一種特定からフロン類を充填及び回収する場合

所有又は利用可能な回収設備について、設備の種類ごとに能力に応じて、台数を記入

(2)同一区域内にフロン類の回収を行う事業者が複数ある場合の申請方法

同一区域内での複数事業所の一括申請書の記入要領。

申請書1枚目

1枚目は、記入要領に従い全てを記入

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充塡回収業者 登　録 ~~登録の更新~~ 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

平成 YY年　MM月　DD日

○○県知事　△△　■■　殿

（郵便番号）１２３－４５６７
住　所　★★県霞ヶ関市日本８－９－１０
氏　名　フロン回収破壊株式会社　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　（１２３）４５６－７８９０

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項 ~~第３０条第２項~~ の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の 登　録 ~~登録の更新~~ を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名　称	フロン回収破壊株式会社　虎ノ門事務所	
所在地	（郵便番号）０９８－７６５４ ○○県虎ノ門市経済３－２－１ 電話番号（０９８）７６５－４３２１	

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品		○	

充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類

充塡の対象とする第一種特定製品の種類	充塡しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	3　台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	3　台	2　台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

申請書2枚目以降

2枚目以降は、「事業者の名称」以下について記入。なお、事業所が3以上ある場合には、2枚目と同様の要領で申請書に必要事項を記入する。

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充塡回収業者 登　録 ~~登録の更新~~ 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

平成　年　月　日

殿

（郵便番号）
住　所
氏　名　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項 ~~第３０条第２項~~ の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の 登　録 ~~登録の更新~~ を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名　称	フロン回収破壊株式会社　桜田門事務所	
所在地	（郵便番号）０９８－５４６７ ○○県桜田門市環境３－１－２ 電話番号（０９７）８６５－４３１２	

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー		○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器		○	
フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品			

充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類

充塡の対象とする第一種特定製品の種類	充塡しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	3　台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

(３)登録審査評価事例

申請書類が【登録の基準】に適合しているか否かの登録審査例を示します。

(例－1)回収しようとするフロン類の種類と回収設備の種類との照合

申請基準を満たす例

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者 登　録 ~~登録の更新~~ 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

平成 YY年　MM月　DD日

○○県知事　△△　■■　殿

（郵便番号）１２３－４５６７
住　　所　★★県霞ヶ関市日本８－９－１０
氏　　名　フロン回収破壊株式会社　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　（１２３）４５６－７８９０

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項 ~~第３６条第２項~~ の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の 登　録 ~~登録の更新~~ を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名　称	フロン回収破壊株式会社　虎ノ門事務所	
所在地	（郵便番号）０９８－７６５４ ○○県虎ノ門市経済３－２－１ 電話番号（０９８）７６５－４３２１	

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○		
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○		
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類

充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵機器・冷凍機器			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	1　台		台
HCFC用	台		台
HFC用	台		台
CFC、HCFC兼用	台		台
CFC、HFC兼用	台		台
HCFC、HFC兼用	台		台
CFC、HCFC、HFC兼用	台		台

回収しようとするフロン類「CFC」とフロン類回収設備の種類「CFC用」が一致している。

申請基準を満たさない例

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者 登　録 ~~登録の更新~~ 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

平成 YY年　MM月　DD日

○○県知事　△△　■■　殿

（郵便番号）１２３－４５６７
住　　所　★★県霞ヶ関市日本８－９－１０
氏　　名　フロン回収破壊株式会社　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　（１２３）４５６－７８９０

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項 ~~第３６条第２項~~ の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の 登　録 ~~登録の更新~~ を申請します。

事業所の名称及び所在地		
名　称	フロン回収破壊株式会社　虎ノ門事務所	
所在地	（郵便番号）０９８－７６５４ ○○県虎ノ門市経済３－２－１ 電話番号（０９８）７６５－４３２１	

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			○
(2)冷蔵機器・冷凍機器			○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類

充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵機器・冷凍機器			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　力		
	200g/min未満	200g/min以上	
CFC用	1　台		台
HCFC用	1　台		台
HFC用	台		台
CFC、HCFC兼用	台		台
CFC、HFC兼用	台		台
HCFC、HFC兼用	台		台
CFC、HCFC、HFC兼用	台		台

回収しようとするフロン類の種類と回収設備の種類が一致していない。

（例－2）回収対象の特定製品の種類と回収設備の回収能力との照合

申請基準を満たす例

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者 ~~登録 / 登録の更新~~ 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

平成 YY年 MM月 DD日

○○県知事　△△　■■　殿

（郵便番号）１２３－４５６７
住　　所　★★県霞ヶ関市日本８－９－１０
氏　　名　フロン回収破壊株式会社　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　（１２３）４５６－７８９０

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項 ~~第３０条第２項~~ の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の ~~登録 / 登録の更新~~ を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名　称	フロン回収破壊株式会社　虎ノ門事務所
所在地	（郵便番号）０９８－７６５４ ○○県虎ノ門市経済３－２－１ 電話番号（０９８）７６５－４３２１

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品		○	

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類

充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	2　台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収対象特定製品の種類と回収設備の能力が一致している。

申請基準を満たさない例

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充填回収業者 ~~登録 / 登録の更新~~ 申請書

※登録番号	
※登録年月日	

平成 YY年 MM月 DD日

○○県知事　△△　■■　殿

（郵便番号）１２３－４５６７
住　　所　★★県霞ヶ関市日本８－９－１０
氏　　名　フロン回収破壊株式会社　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　（１２３）４５６－７８９０

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項 ~~第３０条第２項~~ の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充填回収業者の ~~登録 / 登録の更新~~ を申請します。

事業所の名称及び所在地	
名　称	フロン回収破壊株式会社　虎ノ門事務所
所在地	（郵便番号）０９８－７６５４ ○○県虎ノ門市経済３－２－１ 電話番号（０９８）７６５－４３２１

回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類

回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品		○	

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類

充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能力	
	200g/min未満	200g/min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	1　台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

回収対象特定製品の種類と回収設備の能力が一致していない。

②充塡証明書・回収証明書の例

フロン類充塡証明書

証明書No.

交付年月日	年　月　日			
充塡した年月日	年　月　日			
充塡したフロン類の種類	種類(R番号)	R－	GWP値	
充塡したフロン類の量	充塡量(kg)			
設置時　整備時の別 (どちらかに○)	機器の整備時に充塡		機器の新設時に現場充塡	

整備を発注した管理者 (機器の所有者等)	住　所	〒		
	氏名・名称			
管理担当者	住　所	〒		
	氏　名		部署名	
	電　話		e-mail	
充塡した機器の所在	住　所	〒		
	施設の名称 (建物名等)			
機器の特定情報	管理番号			
	型　番		製品番号	
第一種フロン類充塡回収業者	住　所	〒		
	氏名・名称			
	電　話		登録番号	
充塡作業者又は立会者 (冷媒フロン類取扱技術者等)	氏　名		資格者番号	

機器の管理者の皆様へ
※この「充塡証明書」は、算定漏えい量の計算に必要な書類となりますので、保存しておいてください。

フロン類回収証明書

証明書No.

交付年月日	年　月　日			
回収した年月日	年　月　日			
回収したフロン類の種類・量	種類(R番号)	R－	量(kg)	

整備を発注した管理者（機器の所有者等）	住　所	〒		
	氏名・名称			
管理担当者	住　所	〒		
	氏　名		部署名	
	電　話		e-mail	
回収した機器の所在	住　所	〒		
	施設の名称（建物名等）			
機器の特定情報	管理番号			
	型　番		製品番号	
第一種フロン類充填回収業者	住　所	〒		
	氏名・名称			
	電　話		登録番号	
回収作業者又は立会者（冷媒フロン類取扱技術者等）	氏　名		資格者番号	

機器の管理者の皆様へ
※この「回収証明書」は、算定漏えい量の計算に必要な書類となりますので、保存しておいてください。

③フロン類の種類

(1)フロン類

フロン排出抑制法の対象とするフロン類は、表 36 のとおり、CFC、HCFC、HFC の3種類であって、オゾン層保護法第2条第1項及び地球温暖化対策推進法第2条第3項第4号に掲げる物質である。

表 38 フロン類の種類

CFC	(一) トリクロロフルオロメタン	(別名CFC―11)
	(二) ジクロロジフルオロメタン	(別名CFC―12)
	(三) トリクロロトリフルオロエタン	(別名CFC―11)
	(四) ジクロロテトラフルオロエタン	(別名CFC―114)
	(五) クロロペンタフルオロエタン	(別名CFC―115)
	(六) クロロトリフルオロメタン	(別名CFC―13)
	(七) ペンタクロロフルオロエタン	(別名CFC―111)
	(八) テトラクロロジフルオロエタン	(別名CFC―112)
	(九) ヘプタクロロフルオロプロパン	(別名CFC―211)
	(十) ヘキサクロロジフルオロプロパン	(別名CFC―212)
	(十一) ペンタクロロトリフルオロプロパン	(別名CFC―213)
	(十二) テトラクロロテトラフルオロプロパン	(別名CFC―214)
	(十三) トリクロロペンタフルオロプロパン	(別名CFC―215)
	(十四) ジクロロヘキサフルオロプロパン	(別名CFC―216)
	(一五) クロロヘプタフルオロプロパン	(別名CFC―217)
HCFC	(一) ジクロロフルオロメタン	(別名HCFC―21)
	(二) クロロジフルオロメタン	(別名HCFC―22)
	(三) クロロフルオロメタン	(別名HCFC―31)
	(四) テトラクロロフルオロエタン	(別名HCFC―121)
	(五) トリクロロジフルオロエタン	(別名HCFC―122)
	(六) ジクロロトリフルオロエタン	(別名HCFC―123)
	(七) クロロテトラフルオロエタン	(別名HCFC―124)
	(八) トリクロロフルオロエタン	(別名HCFC―131)
	(九) ジクロロジフルオロエタン	(別名HCFC―132)
	(一〇) クロロトリフルオロエタン	(別名HCFC―133)
	(一一) ジクロロフルオロエタン	(別名HCFC―141
	(一二) クロロジフルオロエタン	(別名HCFC―142)
	(一三) クロロフルオロエタン	(別名HCFC―151)
	(一四) ヘキサクロロフルオロプロパン	(別名HCFC―221)
	(一五) ペンタクロロジフルオロプロパン	(別名HCFC―222)
	(一六) テトラクロロトリフルオロプロパン	(別名HCFC―223)
	(一七) トリクロロテトラフルオロプロパン	(別名HCFC―224)
	(一八) ジクロロペンタフルオロプロパン	(別名HCFC―225)
	(一九) クロロヘキサフルオロプロパン	(別名HCFC―226)
	(二〇) ペンタクロロフルオロプロパン	(別名HCFC―231)
	(二一) テトラクロロジフルオロプロパン	(別名HCFC―232)
	(二二) トリクロロトリフルオロプロパン	(別名HCFC―233)
	(二三) ジクロロテトラフルオロプロパン	(別名HCFC―234)
	(二四) クロロペンタフルオロプロパン	(別名HCFC―235)
	(二五) テトラクロロフルオロプロパン	(別名HCFC―241)
	(二六) トリクロロジフルオロプロパン	(別名HCFC―242)

	（二七）ジクロロトリフルオロプロパン	（別名HCFC―243）
	（二八）クロロテトラフルオロプロパン	（別名HCFC―244）
	（二九）トリクロロフルオロプロパン	（別名HCFC―251）
	（三〇）ジクロロジフルオロプロパン	（別名HCFC―252）
	（三一）クロロトリフルオロプロパン	（別名HCFC―253）
	（三二）ジクロロフルオロプロパン	（別名HCFC―261）
	（三三）クロロジフルオロプロパン	（別名HCFC―262）
	（三四）クロロフルオロプロパン	（別名HCFC―271）
HFC	（一）トリフルオロメタン	（別名HFC―23）
	（二）ジフルオロメタン	（別名HFC―32）
	（三）フルオロメタン	（別名HFC―41）
	（四）一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン	（別名HFC―125）
	（五）一・一・二・二―テトラフルオロエタン	（別名HFC―134）
	（六）一・一・一・二―テトラフルオロエタン	（別名HFC―134a）
	（七）一・一・二―トリフルオロエタン	（別名HFC―143）
	（八）一・一・一―トリフルオロエタン	（別名HFC―143a）
	（九）一・一―ジフルオロエタン	（別名HFC―152a）
	（十）一・一・一・二・三・三・三―ヘプタフルオロプロパン	（別名HFC―227ea）
	（十一）一・一・一・三・三・三―ヘキサフルオロプロパン	（別名HFC―236fa）
	（十二）一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロパン	（別名HFC―245ca）
	（十三）一・一・一・二・三・四・四・五・五・五―デカフルオロペンタン	（別名HFC―43―10mee）

HFC※	一・二―ジフルオロエタン	（別名HFC―152）
	フルオロエタン	（別名HFC―161）
	一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロパン	（別名HFC―236cb）
	一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン	（別名HFC―236ea）
	一・一・一・三・三―ペンタフルオロプロパン	（別名HFC―245fa）
	一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタン	（別名HFC―365mfc）

※平成 27 年4月1日施行の地球温暖化対策法施行令改正で追加

(2)フロン類の冷媒番号別の種類とGWP（地球温暖化係数）

ISO（国際標準化機構）の規格 817 に基づくフロン類の冷媒番号別の種類とIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告に基づくGWP（地球温暖化係数）は以下のとおりである。

なお、表 39 は単一の種類の物質の冷媒、表 40 は複数の種類の物質の混合冷媒である。

表 39

1	R－11（トリクロロフルオロメタン）	4750
2	R－12（ジクロロジフルオロメタン）	10900
3	R－113（トリクロロトリフルオロエタン）	6130
4	R－114（ジクロロテトラフルオロエタン）	10000
5	R－115（クロロペンタフルオロエタン）	7370
6	R－22（クロロジフルオロメタン）	1810
7	R－123（ジクロロトリフルオロエタン）	77
8	R－124（クロロテトラフルオロエタン）	609
9	R－142b（1－クロロ－1・1－ジフルオロエタン）	2310
10	R－23（トリフルオロメタン）	14800
11	R－32（ジフルオロメタン）	675
12	R－125（1・1・1・2・2－ペンタフルオロエタン）	3500
13	R－134a（1・1・1・2－テトラフルオロエタン）	1430
14	R－143a（1・1・1－トリフルオロエタン）	4470
15	R－152a（1・1－ジフルオロエタン）	124
16	R－227ea（1・1・1・2・3・3・3－ヘプタフルオロプロパン）	3220
17	R－236fa（1・1・1・3・3・3－ヘキサフルオロプロパン）	9810
18	R－245fa（1・1・1・3・3－ペンタフルオロプロパン）	1030

表 40

1	R－409A	1580
2	R－409B	1560
3	R－404A	3920
4	R－407A	2110
5	R－407B	2800
6	R－407C	1770
7	R－407D	1630
8	R－407E	1550
9	R－407F	1820
10	R－410A	2090
11	R－410B	2230
12	R－421A	2630
13	R－421B	3190
14	R－423A	2280
15	R－425A	1510
16	R－427A	2140
17	R－442A	1890
18	R－507A	3990
19	R－512A	189
20	R－501	4080
21	R－502	4660
22	R－500	8080
23	R－401A	1180
24	R－401B	1290
25	R－401C	933
26	R－408A	3150
27	R－415A	1510
28	R－415B	546
29	R－420A	1540
30	その他のフロン類	混合冷媒中の表一の中欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格八一七に基づく当該混合冷媒中の当該物質の混和の割合に、当該物質に係る表一の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（一未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）

④フロン類回収装置の種類及び能力一覧表

高圧ガス保安法の適用除外を受ける回収装置（自己認定登録製品及び通商産業検査所認定製品）一覧である。ただし、以下の一覧は、2014 年 11 月現在のものであるため、最新は冷媒回収推進・技術センター（RRC）のURL（http://www.rrc-net.jp/archives/61）を参照されたい。

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/min)			通産省検定又は自己認証品	備考（回収できるフロン）
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g以上200未満	200g以上		
(株)アイハラ	AFC-04	○	○			○		○*	12、22、502
	AFC-04II	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410、404、500、502
	AFC-04III	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410、404、500、502
アキツ精機(株)	IHA-R12	○				○		○	12
	IHA-R134a			○		○		○	134a
	IHA-R22		○			○		○	22
	IHA-R500	○				○		○	500
	IHA-R502	○				○		○	502
	IHA-R12M	○				○		○	12
	IHA-R134aM			○		○		○	134a
	IHA-R22M		○			○		○	22
	IHA-R205M	○				○		○	502
	IHA-R22B		○				○	○	22
アサダ(株)	4000J	○	○	○		○		○*	12、22、134a
	4000J II	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	R50	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	R60	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	R60S	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	R120W	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410
	R11	○	○				○	○	11、113、123
	RS13	○		○		○		○	13、23、503、508A
	C50			○		○		○	134a
	C60			○		○		○	134a
	C60S			○		○		○	134a
	R100	○	○	○			○	○	12、22、114、124、134a、403B、404A、407C、407D、410A、412A、 413A、417A、422A、422D、423A、500、502、507A、509A
	R350	○	○	○					12、22、114、124、134a、403B、
									404A、407C、407D、410A、412A、
							○	○	413A、417A、422A、422D、423A、
									500、502、507A、509A
	R1400	○	○	○					12、22、114、124、134a、403B、
									404A、407C、407D、410A、412A、
							○	○	413A、417A、422A、422D、423A、
									500、502、507A、509A
	RC500	○	○	○					12、22、134a、404A、410A、
							○	○	412A、500、502、507A

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/min)			通産省検定又は自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g以上200未満	200g以上		
	mini	○	○	○					12、22、114、124、134a、403B、
									404A、407C、407D、410A、412A、
					○			○	413A、417A、422A、422D、423A、
									500、502、507A、509A
	RC1000	○	○	○					12、22、134a、404A、410A、
							○	○	412A、500、502、507A
	RC2300	○	○	○					12、22、134a、404A、410A、
							○	○	412A、500、502、507A
	XLT	○	○	○					12、22、114、124、134a、403B、
									404A、407C、407D、410A、412A、
						○		○	413A、417A、422A、422D、423A、
									500、502、507A、509A
	TC	○	○	○					12、22、114、124、134a、403B、
									404A、407C、407D、410A、412A、
							○	○	413A、417A、422A、422D、423A、
									500、502、507A、509A
	R70	○	○	○					12、22、134a、404A、407C、
						○		○	407D、410A、412A、500、502、
									507A、509A
	テトラ	○	○	○					12、22、114、124、134a、403B、
									404A、407C、407D、410A、412A、
							○	○	413A、417A、422A、422D、423A、
									500、502、507A、509A
	V200ECO	○	○	○					12、22、500、502、114、509A、
									412A、403B、124、134a、404A、
							○	○	407C、407D、410A、507A、413A、
									417A、422A、422D、423A
インフィコン	EMRT-41	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
(株)エスコ	EA100AA	○	○	○					12、22、134a、404、407、
						○		○	410、500、502
	EA100AB	○	○	○					12、22、134a、404、407、
						○		○	410、500、502
	EA100CA-22	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	EA100CA-400	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
ボッシュオートモーティブ	12134B	○				○		○	12、134a
サービスソリューションズ	17100	○				○		○	12
(株) 旧社名:エスピー	17350	○				○		○*	12
エックスサ	17350C	○				○		○*	12

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/min)			通産省検定又は自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g以上200未満	200g以上		
ーービスソリューー									
ションズジャパン(株)、ジャ	17400	○				○		○*	12
テック(株))	17500	○	○			○		○	12、22、500、502
	17500B	○	○			○		○*	12、22、500、502
	17505J	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	17620J	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	17650J	○	○	○		○		○*	12、22、134a、502
	17660B	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	17800B			○			○	○	R134a
	25152	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	25152A	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	25152B	○	○	○					12、22、134a、404、407、
						○		○	410、500、502
	25200A	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	25200B	○	○	○					12、22、134a、404、407、
						○		○*	410、500、502
	25177	○	○	○					12、22、134a、404、407、
						○		○	410、500、502
	25177B	○	○	○					12、22、134a、500、502、404A、
						○		○	407C、410A、507A、509A
	25202B	○	○	○					12、22、134a、404、407、
						○		○	410、500、502
	34400			○		○		○*	134a
	34700			○		○		○*	134a
	34700-2K			○		○		○	134a
	34700Z			○		○		○	134a
	34702Z			○		○		○	R134a
	34800-2K	○		○		○		○	12、134a
	342000			○		○		○	R134a
	AC375J			○		○		○	134a
	ACR5J	○		○		○		○*	12、134a
	AC690PRO			○		○		○	134a
	ACR-6012	○				○		○*	12
	ACR-6134			○		○		○*	134a
	ROB246A	○	○	○					12、22、134a、404A、407C、
						○		○	410A、500、502、507A
	RG3000-J	○	○	○					12,22,500,502,134a,404A,407C,
						○		○	410A、507A
	ACS75IR			○	○			○	134a
	ROB760A	○	○	○					12,22,500,502,134a,404A,407C,
							○	○	410A、507A
エスペック(株)	SRM-000	○		○	○			○	13、23、503、508A
荏原冷熱システム(株)	Y-FRU(標準型)	○	○				○	○	11、113、123
	Y-FRU(業務型)	○	○				○	○	11、113、123
	Y-FRUⅡ(業務型)	○	○	○			○	○	11、113、123、245fa
奥田工機(株)	RGC-101	○			○			○*	12
	RGC-102	○			○			○*	12
	RGC-103	○		○	○			○*	12、134a
	FRS-42-1	○		○		○		○*	12、134a、114
	RGC-104	○		○	○			○	12、134a

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/min)			通産省検定又は自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g以上200未満	200g以上		
	RGC-105	○		○	○			○	12、134a
	RGC-105M	○		○	○			○	12、134a
(株)岡常歯車製作所	YN-10			○		○		○	134a
	YN-12			○		○		○	134a
	YN-13			○		○		○	134a
	YN-13P			○		○		○	134a
オーム電機	RHS650A			○	○			○*	134a
＊現在は販売していません	RHS650B	○			○			○*	12
	RHS650DA			○	○			○*	134a
	RHS650DB	○			○			○*	12
	TX-200	○	○	○	○			○*	12、22、134a、502
カルソニック	C-01-RE-A	○			○			○*	12
カンセイ(株)	C-01-RE-B	○			○			○*	12
	NA-21	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	NA-1	○	○	○					12、22、134a、404、407、
						○		○	500,502
(株)環境システム	RC-223	○	○	○		○		○*	12、22、134a、114、502
	RC-123C	○	○				○	○	11、113、123
(株)環境総研	KS-1001	○	○			○		○	11、113、123
	KS-1002			○		○		○	245fa
関西化研工業(株)	エアコンDr. SⅡ			○		○		○	134a
五洋電気	GYR-12A	○				○		○*	12
	GYR-22A	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	GYR-12S	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	GYR-22S	○	○	○		○		○	12、22、404A、407C、410A
コーパック	KPK-01A	○	○		○			○*	12、22
(タカヤマ設備)	KPK-02B	○	○			○		○*	12、22
	KPK-02Y	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	KPK-02E	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	KOLPAK-27	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	IRS-9000	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	PROMXRP5000	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	PROMXRP5410	○	○	○					12、22、134a、500、502、
						○		○	407、410
三協自工	MRC300	○			○			○*	12
(株)サンケン	AR500J	○	○	○	○			○	12、22、134a、407、410
三洋電機(株)	SRU-400R	○	○			○		○*	12、22、500、502
	SFR-3300	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
(株)山昇冷機製作所	SR-1	○	○		○			○	12、22
(株)シマダ電気設備	SOT-001	○	○	○			○	○	12、22、407C、410A、502、404A
	SOT-002	○	○	○			○	○	12、22、407C、410A、502、404A
スナップオン・ツールズ(株)	ECK2500-N7			○		○		○	134a
正栄電機	CT-1	○	○		○			○*	12、22、502
EGアプライアンス	1636	○	○		○			○*	12、22、500、502

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/min)			通産省検定又は自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g以上200未満	200g以上		
(株)ゼクセル	ZRR07-10A	○				○		○*	12
ヴァレオクライメート	ZRR02-11A	○				○		○*	12
コントロール	ZRR07-12A	○				○		○*	12
	ZRR07-10A1	○				○		○*	12
	ZRR07-12B	○				○		○*	12
	ZRR21-20A			○		○		○*	134a
(株)ゼクセル	ZRR21-20A・30A			○		○			134a
コールドシステムズ	1070XL-Z	○		○		○		○	12、134a
ダイキン工業(株)	PV04A	○	○			○		○*	12、22、502
	CFK-H3J	○				○		○*	12
大昭和産業	1090			○		○		○*	134a
タスコジャパン(株)	TA1 10R	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	TA110A	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	TA1 10B	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	TA110C	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410
	TA1 10M	○	○	○					12、22、134a、404A、407C、
						○		○	407E、410、500、502、507A
	TA110MX	○	○	○					12、22、502、134a、404、407、
							○	○	410A
	TA110RX	○	○	○					12、22、502、134a、404、407、
						○		○	410A
	TA1 10X	○	○	○					12、22、502、134a、404、407、
							○	○	410A
中京 EG	F-40	○	○			○		○*	12、22、502
中国冷空工	CFR-125L	○	○			○		○*	12、22、502
	CFR-125L II	○	○			○		○*	12、22、502
デンゲン(株)	CS-RF100	○			○			○*	12
	CS-RF100Y	○		○	○			○	12、134a
	CS-RF134Y	○		○	○			○	12、134a
	CS-RF50YD	○		○		○		○	12、134a
	CS-RF80YD	○		○		○		○	12、134a
	CS-RF55YD	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410、502
	CS-RF85YD	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410、502
	CS-RF500YD	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410、502
	CS-RF210	○		○		○		○	12、134a
	CS-RF210SX	○		○		○		○	12、134a
	CS-RF550	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、502
	CS-MRC-1	○		○		○		○	12、134a
	CS-MRG-1-PX	○		○		○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr	○		○		○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr-G	○		○		○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr-PX	○		○		○		○	12、134a
	CS-MRG-Jr-GPX	○		○		○		○	12、134a
	CS-MRG-JrⅡ	○		○		○		○	12、134a
	CS-MRG-JrⅡ-PX	○		○		○		○	12、134a
	ECO-MX	○		○		○		○	12、134a
	ECO-MXP	○		○		○		○	12、134a
	ECO-MXZ			○		○		○	134a

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/min)			通産省検定又は自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g以上200未満	200g以上		
	ECO-MXZP			○		○		○	134a
	CS-EMZ			○		○		○	134a
	CS-EMZ-PX			○		○		○	134a
	CS-WENZ-PX							○	134a
	(エコマックスⅡ)		○			○			
	KANSAIKAKEN111-B			○		○		○	134a
(株)デンソー	ESR-10AC	○			○			○*	12
日本電装(株)	ESR-10ACR	○			○			○*	12
	ESR-20ACR	○		○	○			○*	12、134a
	WFRK02			○		○		○	134a
東芝キヤリアEG(株)	FR-PM182	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	FR-PM201	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	FR-FM1001	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410
トキメック	FK-1	○			○			○*	12
	FK-2	○			○			○*	12
東洋キヤリア	12RA001100-21	○	○			○		○*	12、22、500、502
(株)東洋エンタープライズ	T10128	○		○		○		○	12、134a
桃陽電線	MINI-R	○	○	○	○			○	12、22、134a、500、502
	GOLDEN-NAGGET	○	○	○	○			○	12、22、134a、407、410
(株)トルネス	PDF-20	○	○				○	○	12、502、22
	PDF-20N	○	○	○			○	○	12、502、22、134a
(株)中島自動車電装	NA-601	○					○	○*	12
	NA-610	○	○				○	○*	12、22
	NA-810	○	○				○	○*	12、22、502
	NA-811	○	○	○			○	○	12、22、134a、502、500
	NA-710	○	○				○	○*	12、22、502
	NA-711	○	○	○			○	○	12、22、134a、502、500
	NA-600	○	○	○			○	○	12、22、134a、502、500
	NA-400	○	○	○		○		○	12、22、134a、502、500
	NA-1100	○	○	○			○	○*	12、22、134a、500、502
	NA-1100S	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502
	NA-730	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502
	NA-730S	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502
	NA-740	○	○	○					12、22、134a、407、410、
							○	○	404、500、502
	NA-740S	○	○	○					12、22、134a、407、410、
							○	○	404、500、502
	NA-750S	○	○	○					12、22、134a、407、410、
							○	○	404、500、502
	NA-1000W	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502
	NYR-600NA	○	○	○			○	○	12、22、134a、500、502
	CAL-400	○	○	○		○		○	12、22、134a、502、500
	NRU-21	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	NA-21	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	NA-1	○	○	○					12、22、134a、407、404、
					○			○	500、502
	NA-22MHC	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	NRU-10	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	NA-760	○	○	○					12、22、134a、404A、407A、
							○	○	407C、410A、500、502、507A

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/min)			通産省検定又は自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g以上200未満	200g以上		
	NA-MAX	○	○	○					12、22、134a、404A、407C、
						○		○	410A、500、502、507A
日石三菱(株)	ACR5Jb	○		○		○		○	12、134a
(現新日本石油(株))	ACR5	○		○		○		○*	12、134a
	ACR-NMO201	○	○	○					12、134a、22、502、404、
						○		○	407、410、507
	NOR-300S			○		○		○	134a
日本整備(株)	BREEZE134			○		○			134a
	NEW-TWIN-GAS	○		○		○			12、134a
	ASTRABUS134			○		○			134a
	DiGiClima134			○		○			134a
	TURBO Clima	○		○		○			12、134a
	FG-400	○		○		○		○	12、134a
	OKC-134			○		○		○	134a
ハマ冷機	EJ-R753A	○	○			○		○*	12、22、502
日立アプライアンス(株)	FWB-2137598			○			○	○	134a
(株)日立空調システム	SE-20RU	○	○			○		○	12、22、500、502
	SE-21RU	○	○	○			○	○	134a
(株)日立製作所	SRP-02	○					○	○	11
	SPC-03	○					○	○	11
	YF-01S	○					○	○	11
(株)日立ビルシステム	W-1	○	○				○	○	11、113、123
	W-2	○	○				○	○	11、113、123
日立カー	HR-2000	○			○			○*	12
エレクトロニクス	HR-5000	○			○			○*	12
文化貿易工業(株)	CR500J	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	CR600J	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	RM-14000	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
	AR-200J			○		○		○	134a
	AR-212TRJ	○				○		○	12
	AR-400J	○				○		○	12、134a
	CR-700J	○	○	○					12、22、502、134a、410A、
							○	○	407C、404A、507A
	RM300	○	○	○					12、22、500、502、134a、404A、
							○	○	407C、410A
(株)FUSO	G5Twin	○	○	○					12、22、502、134a、401 b、401c、
									402a、402b、404A、409a、407a、
							○	○	407B、407C、407d、408a、410A、
									411a、411b、412a、R507
	G5Twin-musashi	○	○	○					12、22、502、134a、401 b、401c、
									402a、402b、404A、409a、407a、
							○	○	407B、407C、407d、408a、410A、
									411a、411b、412a、R507
ホーザン	HA-1000	○	○	○	○			○	12、134a、22、502、407、410

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/min)			通産省検定又は自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g以上200未満	200g以上		
(株)									
ボッシュ(株)	A/Ccellence2500			○		○		○	134a
	A/Ccellence3000			○		○		○	134a
	ACS751			○	○			○	134a
松下電器産業(株)	CFR-1020R	○				○		○*	12
	CFR-2020S	○	○			○		○*	12、22
	CFR-1020S	○	○			○		○*	12、22
松下エアコンエンジニアリング	HS-BF410A	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410
三笠サービス	R300-MH	○				○		○*	12
マツダ産業	MFR-920	○				○		○*	12
	MFR-930	○				○		○*	12
	MFR-925	○				○		○*	12
	MFR-240	○				○		○*	22、502
	MFR-940	○				○		○*	12
	MFR-410			○		○		○*	134a
	MFR-921	○				○		○*	12
	MFR-420	○		○		○		○	12、134a
三菱重工業(株)	URR102	○		○		○		○*	12、134a
	URR103	○		○		○		○*	12、134a
	URR103A	○		○		○		○*	12、134a
	URR103B	○		○		○		○*	12、134a
	URR120	○		○			○	○*	12、134a
三菱重工									12、22、134a、500、502
冷熱機材(株)	MOR751	○	○	○			○	○*	(404A、407C、507A)
	MOR400	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
									(404A、407C、507A)
	MOR405J	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502、
									404A、407C、507A
	MOR405JH	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502、
									404A、407C、410A、507A
	MOR405JHX	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502、
									404A、407C、410A、507A
	PR4510	○	○	○		○		○	12、22、134a、502、404A、
									407C、410A
	MOR4000J	○	○	○		○		○*	12、22、134a、500、502
	MOR4000J II	○	○	○					12、22、134a、500、502、
						○		○	404A、407C、410A、507A
	MOR1 150	○		○		○		○	13、23、503、508A
三菱電機	FR-06A	○	○	○	○			○	12、22、134a、500、502
エンジニアリング(株)	FR-06B	○	○	○		○		○	12、22、134a、404、410
	FR-07A	○	○	○		○		○	12、22、134a、404、407、410
	FRJ-07A	○	○	○		○		○	12、22、134a、404、407、410
	FR-20A	○	○	○			○	○*	12、22、134a、114、502
三菱電機	MRK-06A	○	○	○	○			○*	12、22、134a、500、502
ビルテクノサービス(株)	MRK-20A	○	○	○			○	○*	12、22、134a、114、502
	MRK-50A	○	○				○	○*	12、22、502
ヤマダ	RRS-20	○		○		○		○	12、134a
コーポレーション(株)	RRS-201	○		○		○		○	12、134a
	RCS-20	○		○		○		○	12、134a
	PFR-10	○	○	○		○		○	12、22、134a、407、410

社 名	機種名「型式」	回収できる冷媒			回収能力(g/min)			通産省検定又は自己認証品	備考(回収できるフロン)
		CFC	HCFC	HFC	100g未満	100g以上200未満	200g以上		
	RVC-22	○		○		○		○	12、134a
	RCS-20A	○		○		○		○	12、134a
	BRCS-20L	○		○		○		○	12、134a
	PFR-10A	○	○	○		○		○	12、22、134a、404A、407C、410A、502
	RSA-10	○		○		○		○	12、134a
	BAC-21VWA	○		○		○		○	12、134a
	RCS-20TP	○		○		○		○	12、134a
	RCS-20TP-P	○		○		○		○	12、134a
	RSA-10(881130)			○		○		○	134a
ユニクラ	セルコン 8000	○				○		○*	R12、R22、R134a、R404A、R407C、410A
	セルコン 1000AB	○				○		○*	12
レッキス工業(株)	RP-5410	○	○	○		○		○	12、22、134a、502、404A、407C、410A
(株)ロテックス	RP-5000	○	○	○		○		○	12、22、134a、500、502
	RP-5410	○	○	○		○		○	12、22、134a、502、404A、407C、410A
	RP-5210	○	○	○	○			○	12、22、134a、404A、407、410
	RP-5300	○		○		○		○	12、22、134a、410A、407C、404A
	RE060j-3001	○	○	○			○	○	12、22、134a
	RE077j-5001	○	○				○	○	12、22、134a
	RF550	○	○	○			○	○	12、22、134a、407、410、502
	RP5710/RA050J-1001	○	○	○			○	○	12、22、134a
渡商会	ガスパック 12V1	○			○			○*	12